

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域振興局に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（<u>第1号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>290円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第5条の3 社会福祉業務手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 広域振興局又は<u>福祉総合相談センター</u>に勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務に従事する職員（<u>前3号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>2 [略]</p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき<u>610円</u>の範囲内で人事委員会の定める額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。